

民間船舶の運航・管理事業（旅客船） 第1回競争的対話に係る質問・回答書

No	資料名	項目名	質問	回答
1	事業契約書（案）	第48条3項	2024年11月18日に公開された入札説明書への質問に対する回答において、第3項は発注者により是正措置を要求できる規定との回答を頂いておりますが、発注者が要求水準に達していないと判断した場合には是正措置が要求されるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業契約書（案）	第62条第4項	2024年10月11日付、防衛省より公開された質問回答のN042において「基本的には、それぞれの本事業船舶を運航することを想定しており、事業者の提案により示される場合は、その限りではない」との回答がなされています。一方で民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する入札説明書への質問に対する回答のNo.6で「当該規定は、事業者の提案を妨げるものではない」との回答がなされていますが、事業者としては、今回から2隻船員配備となるとこれまでの実績から自船の運航者以外の船員確保が困難と見積もることから、相互訓練の余裕はない為、第62条第4項第四文の記載を削除して頂く事は可能でしょうか。	貴グループにおいて、第62条第4項第四文（第三文の誤りではないでしょうか。）に係る提案を行わないことについて、問題はございません。この規定を削除することは、他の入札参加者（その有無は公表できません。）が本規定に係る提案を行う余地を奪うこととなり、防衛省の意図に合致しませんので、原文のとおりとします。
3	事業契約書（案）	第62条第4項	2024年11月18日に公開された入札説明書への質問に対する回答において、第62条第4項の規程について質問回答に矛盾は無いと回答頂いておりますが、質問回答の一連のやり取りにおいて本事業船員はそれぞれの本事業船舶を運航するという基本方針以外のものは事業者提案によると解されます。基本方針をお示し頂いておりますので、それ以上のことは事業者提案に基づいて事業契約が構成されるものであり、本項において事業者に本努力義務が課されることは一連の質問回答と矛盾が生じるため、発注者は当該努力義務について事業者が積極的に履行することを求めることは無いものと理解しますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	事業契約書（案）	第88条 第89条	「故意重過失」に関してですが、定義としては民間と国に相違は無いとの認識で宜しかったでしょうか。民間（例えば保険会社）が故意重過失となるものが、国側としても故意重過失となる認識でおります。	「民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する入札説明書への質問に対する回答」（令和6年11月18日）No.15のとおり、「故意又は重過失」については、前提となる事実関係をどのように解釈するかは個別に判断される事項かと思いますが、概念としては一般的な民法における通常の解釈によるものであってその意味では国でも民間でも異なることはない認識です。民間（例えば保険会社）が「故意又は重過失」と認定したからといって、必ずしも本契約との関係でも「故意又は重過失」となるわけではありませんが、当該民間の判断に合理性があれば本契約との関係でも「故意又は重過失」となる蓋然性は高いといえます。
5	事業契約書（案）	別紙4 3ページ及び9ページ	サービス対価の支払スケジュールにつきまして、初回は令和7年度第4四半期分となり、実際の支払いがあるのは令和8年度第1四半期（請求書受領から30日以内）と理解しております。船舶調達に関する融資の初回の利払い（金利計算期間：令和7年度第4四半期分）が令和7年度第4四半期末に行われる場合、この初回利払い分については建中金利として、船舶整備費に含める理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

6	事業契約書（案）	別紙4 4ページ及び5ページ	「事業者の開業に伴う諸費用」につきまして、「ウ その他の費用（1号船舶）」に含まれることになりましたが、こちらについては事業を開始する際に一括で支払う費用項目が多数占めるため、船舶整備費にお返し頂けないでしょうか。（2号船舶でも同じ）	事業契約書（案）別紙2 第6号及び第103号にあるとおり、船舶整備費は「船舶調達業務」の実施による対価ですので、これに「事業者の開業に伴う諸費用」を含めるのは馴染まないと判断した結果、「その他の費用」に含めることとしています。
7	事業契約書（案）	別紙4 13ページ	「防衛省が付保を指示した保険に限り、事業期間中に保険市場において大幅に保険料が変動した場合は、下記の改定方法とは別に、保険料相当の対価を見直す場合がある」とございますが、「防衛省が付保を指示した保険」とは事業契約書（案）別紙5記載の保険を指す理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	事業契約書（案）	別紙5-1（1）①保険金額	履行保証保険の保険金額について、実施方針（2024. 9. 25）では契約保証金額が「本事業船舶に係る船舶整備費に相当する額の10分の1以上」と記載されていますが、事業契約書（案）別紙5では「船舶整備費のうち「改造等費用金額」に相当する額の 10 分の 1 以上」と記載されています。事業契約書（案）の表記に準拠するという認識でよろしいでしょうか。	実施方針 第3 2. (1)ウ(4)における「本事業船舶に係る船舶整備費（ただし、特別目的会社関連経費（運営費用及び会計事務費用を含む）、資金調達関連経費を含まない。以下同じ。））」と、事業契約書（案）別紙5 1(1)①における「改造等費用金額」は、同義です。事業契約書（案）別紙2 第17号をご参照ください。
9	事業契約書（案）	別紙5-1（2）②保険金額	船舶修繕保険の保険金額について、各「本事業船舶」の「改造等費用金額」相当と記載がありますが、「船舶整備費（船舶取得費及び改造工事費用等）」が保険金額という認識でよろしいでしょうか。	保険金額は「改造等費用金額」であり、その定義は事業契約書（案）別紙2 第17号のとおりです。
10	様式集及び記載要領	別表 提案書類に記載指示事項 a. 「全般管理業務」に関する提案 A-5	劣後性ローンに関して、現在PFI推進機構を利用する事を検討しております。契約形態としては、あくまでシニアローントランシェの一部として契約した上で、優先劣後に関する債権者契約を締結するものを想定しております。その場合、PFI推進機構からは融資確約書ではなく関心表明書を提出いただく事で宜しかったですでしょうか。	事業者の提案によるものとします。 ただし、融資条件の変更等、事業者の資金調達に関する責任については事業者負担となります。
11	様式集及び記載要領	別表 提案書類に記載指示事項 a. 「全般管理業務」に関する提案 A-5	関心表明書についてですが、今回提案書にて添付する金融機関以外の金融機関を実際のシンジケーションの際に招聘する事は問題無かったですでしょうか。	提案された資金調達の条件に影響が無く事業実施に影響がない場合は、合理的理由なくシンジケーションへの招聘を認めないことはしない考えです。詳細については、直接協定の締結の際に協議するものとします。
12	様式集及び記載要領	e. 「船舶運航業務」に関する提案 E-3 船舶引渡し（裸傭船）に係る計画	E-3 の枚数制限の表記が「2」となっておりますが「船舶毎2枚」という認識でよろしいでしょうか。	船舶毎でなく、全体で2枚としてください。
13	様式集及び記載要領	A-5添付①～⑥	本SPCから本事業船舶を運航・維持管理会社に貸与し（裸用船）、一方では維持管理に係る業務委託料（費用）が発生する事を想定しております。その場合、本SPCは用船料としての収入、維持管理会社に向けた業務委託料としての費用が発生致します。本提案書作成にあたり、双方の収入と費用に関しては相殺して問題ないでしょうか。	会計処理方法に関しては、事業者が想定する商慣行に従った提案に委ねますが、適切かつ経済合理的な処理を行ってください。
14	様式集及び記載要領	A-5添付①～⑥	本事業に関して、消費税還付が想定されております。提案書は消費税還付をマイナス勘定として織り込む事を想定しておりますが、問題無いでしょうか。	事業収支計画（様式A-5添付②）等における消費税の取扱いは、会計処理方法により異なると認識しております。本事業の提案に際し、当該会計処理方法に従いつつ、経済合理的な処理を行ってください。

15	民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する入札説明書への質問に対する回答（令和6年11月18日）	No.11	2024年11月18日付、民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する入札説明書への質問に対する回答のNo.11で【「運航開始10日前を基準」であるため、可能な限り早期に通知できるよう事業者と調整を進めることを想定しております。】とありますが事業者は仕向港や停泊港での補油手配は補油作業日の最低14日前までの発注や糧食手配は納品希望日の最低30日前までの発注となります。円滑な輸送役務を遂行する為、「運航開始10日前を基準」から「運航開始30日前を基準」に変更していただけますでしょうか。	「民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する入札説明書への質問に対する回答」（令和6年11月18日）No.11と同様の回答となります。
16	民間船舶の運航・管理事業（旅客船）に関する入札説明書への質問に対する回答（令和6年11月18日）	No.28	提案書本紙のみならず、添付資料についても正本1部、副本9部及び電子データを提出するとのことで理解致しましたが、PDFの見積書等、添付資料の編集が出来ない場合、記載されている企業名については副本の作成にあたりどのような処置を行えばよろしかったでしょうか（マスキング等で隠せば足りる理解でしょうか）。	副本において提案企業名等の不使用（アルファベットによる表記への置き換え等）を求めているのは、提案書類の評価にあたり、評価担当者が予断を持つことのないよう配慮するためです。この目的に合致する限りにおいて、マスキング等の適宜の方法によってください。